

沖縄県個人情報保護審査会答申第 46 号 概要

①件名	「平成26年4月11日受理した第22条（第23条）申請について、終結した理由全て」についての、部分開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成27年6月2日
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部 健康長寿課）
④決定年月日	平成27年6月15日
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県個人情報保護条例第15条第3号（処分時点においては同条第2号）に該当
⑦異議申立て年月日	平成27年7月16日
⑧異議申立ての趣旨	保有個人情報部分開示決定の訂正を求める。
⑨異議申立ての理由（要旨）	調査記録4・5には申立人が請求した、終結に関する開示がないので、開示せよ。
⑩諮問年月日	平成27年10月19日
⑪答申年月日	平成28年1月27日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った「平成26年4月11日受理した第22条（第23条）申請について、終結した理由全て（以下「本件請求個人情報」という。）について、第三者情報を不開示とした決定は妥当である。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について</p> <p>審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、本件請求個人情報は、実施機関保有の第三者情報であることを確認した。</p> <p>（2）条例第15条第3号及び条例第16条第2項の関係について</p> <p>条例第15条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものも含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。</p> <p>一方で、条例第16条第2項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、部分開示しなければならないと規定している。</p> <p>（3）本件請求個人情報の条例第15条第3号該当性について</p> <p>本件請求個人情報に該当する実施機関が特定した文書は、その全体が条例第15条第3号に該当し、また、本号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、実施機関が一部のみを不開示とした判断には誤りがある。しかしながら、行政不服審査法第40条第5項は、不利益変更を禁止していることから、当審査会としては、本件不開示部分についてのみ条例第15条第3号の該当性の検討を行うこととした。</p> <p>実施機関が不開示とした部分については、全て第三者の個人情報に関するものであるから、実施機関の決定は結論において妥当であると言わざるを得ない。</p>